

## 「豊饒青年会規則」

### について

小玉洋美

分県が明治四一年八月一〇日付訓令第二五号をもって発布した「青年会規則標準」および「青年会附屬教育補習会規則標準」に則して制定されたものである。しかし、両者を比較してみると、必ずしも県訓令二五号の敷き写しではなく、青年層の指導的立場にあつた人達によつて制定されている点に興味を覚える。

大分市大字豊饒は、大道トンネルと府内大橋を結ぶ大道バイパス沿いの地区で、両者の中間に位置する。江戸時代には府内藩に属し、天保五年（一八三四）の「豊後国郷帳」には、松平対馬守知行、高式百拾四石五斗五升五合と記されてゐる。明治に至つても豊饒村として存続したが、同二二年（一八八九）には近隣の古国府村・上野村・羽屋村・畠中村と合併して豊府村となり、同四〇年には西大分町・荏隈村とともに大分町に合併した。大分市の誕生は明治四四年四月一日である。

さて、「豊饒青年会規則」は、日露戦争後の政府の「地方青年団体の誘掖指導ならびにその設置奨励」策を受けて、大

「学術ノ研究」は青年の夜学運動を政府がとりあげて、明治三九年文部省より出された通俗教育奨励策に則していいる点が注目される。全国的動きとしては、「豊饒青年会規則」が制

定された翌年には、名古屋市において全国青年大会がはじめて開催されている。大分県でも青年会の実行すべき事業を定めている。県内の青年会の組織化は、県の指導を受けて、各郡の主導により明治四二・四三年より郡連合青年団が創設される時期にあつた。したがつて、豊饒青年会も、この情勢を踏まえて設立されたのは勿論である。「大分県教育雑誌」によると、明治四三年における県内の青年団体の数は四〇一、団体員は五万八八〇〇名とある（「大分県教育百年史」一卷・六七一頁）。

しかし、この時期の「青年会規則」は市町村誌などにもあまり公表されていないので、全文を掲げることにした。同種の史料をお持ちの方は、大分県史編さん室か筆者宛お知らせくださいれば幸甚である。

### 青年会組織の詞

世ノ發展ハ誠ニ限リガナイ。ソシテ又人智ノ進歩ヲスルノ

モ定リガナイ。コンナ世界ニ生レテ、コンナ智識デ、事ヲシヨウトスレバ、如何ンナコトデモ出来ヌコトハナイノデアル。

而シ、大事業ナリ、目覚シイ成功ハ、一朝一夕デハデキヌモ

ノデアル。ソレト共ニ、又一人一己人ノ力デハ、中々六ヶシイノデ、必ズヤ、共同トカ一致トカガ必要デアル。所ガ、顧ミテ我ガ村ハ如何デアラフ。青年諸氏ノ腦漿ハ如何ンナデアラフ。村民ハ一般ニ、個人主義デハナカラフカ。而シ、只青年諸氏ハ実ニ朴訥デ、醇厚デアルカモ知レヌガ、或ハ一致的神精神が淡スイ。無論、青年ノ団体ガナイデハナイガ、果シテ嚴肅ナル歩調ノ本ニ、統一セル事蹟ガ行ハレツツアルデアラフカ。我等ハ末ダ其確力ナル形績ヲ見ラヌノデアル。

今ヤ、我ガ村モ、大分町ノ一隅ヲ汚ス様ニナッテハ居ルガ、果シテ町民トシテノ価値ガ、今日ノママデ、目下ハ愚カ、後日デモ、恥カシカラヌ程、高マルデアロウカ。是レ甚ダ、我等ノ意ヲ煩ハス所デアル。此ニ於テカ、我等ハ進んで、年長者ニ訴ヘ、顧ミテ後輩者ヲ誘導シ、新タニ青年者ノ年限ヲ増シ、加入者ヲ多クシテ、字豊饒青年会ヲ組織シ、以テ根本的ニ、青年ノ風俗ヲ改良シ、精神ノ陶冶ヲ計リ、村ノ進歩ヲ高メントシタワケデアル。

明治四十二年一月起

発起者 生野 優三郎

安部 辰生

## 字豊饒青年会規則

第一条 字豊饒村内在住ノ若者を以テ青年会ヲ組織ス

第二条 本會員ハ年齢満十五才以上三十才マデトス

第一節 十五才ノ春入会シテ会員トナル

第二節 三十一才ノ春退会シ義務ヲ終ル

第三条 本會ハ基本金トシテ金員ヲ保有スベシ

第一節 基本金ノ徵収ハ村内ノ寄附ヲ以テス

第二節 定額ニ達セザル内ハ尚他ノ方法ニヨリテ徵集ス

ルコトアルベシ

第三節 基本金ハ会計係之ヲ保管ス

第四節 基本金ハ保管上ノ都合ニヨリ貸預シ置クベシ

第五節 会務上ノ諸雜費ハ基本金ノ内ヨリ支弁スルモノ

トス

第四条 本會ハ毎年二回大会ヲ催スベシ而シテ其都度教育

勅語及風俗詔勅ヲ朗読ス

但シ必要ノ場合アル時ハ監事会ヲ開ク

第五条 本會ハ風俗ノ矯正ヲ計リ併セテ勤儉貯蓄ヲナスヲ

以テ目的トス

第一節 華美ヲ避ケ言語ヲ慎メ

第二節 猥リニ酒樓ニ登リ飲食店ニ入ルベカラズ

第三節 夜更ケテ家門ニ立チ又安眠ヲ妨害スベカラズ

第四節 窃盜、詐欺、野荒シ等ヲナスベカラズ

第五節 色ヲ濫リニスベカラズ

一、村ノ内外ヲ論ゼズ婦人ヲ勝手ニスベカラズ

二、婦人ト関係ヲ生ゼントスルトキハ必ズ立会人ニ

名ヲ要ス

三、婦人ニ閑スル詳細ノ事項ハ別綴規約書ニヨル

第六節 閑暇アレバ正業ノ外ニ私事ノ勤労ヲセヨ

一、繩・鞋ヲ製シ又ハ村内ノ請負業ヲナス

二、正業外ニ日雇稼ヲナス

第七条 本會員ハ貯金トシテ毎月金參錢以上ヲ納ム

第一節 必ズ冗費ヲ省キ所得金ハ之ヲ二分シ一部ヲ以

テ貯蓄トナス

第二節 貯金ハ毎月二十九五日幹事ノ指揮ニヨリテ会員

輪番に徵集シ之ヲ会計ニ渡ス

第三節 貯金トシテ物品ヲ代用スルモ妨ゲナシ

第七条 本會員ハ村内ノ便益ヲ計リ村民ト互ニ提携ヲナス

ベシ

第八条 本会ハ会務ノ取扱ヒ上次ノ役員ヲ設ク

会長一名、副会長一名、幹事二名、会計二名

(欄外に「会長ト副会長ハ会員外ヨリ撰ブ」と注記

あり)

第一節 会長ハ会員全体ヲ統轄シ会員中ノ諸事出来事ニ

付テ解決ヲナス

第二節 副会長ハ会長ト提携シテ会員会務ノ補助ヲナス

第三節 幹事ハ会務ヲ処弁シ常ニ会員ノ行為ヲ看守シ会

長又ハ副会長ニ報告ス

第四節 会計係ハ会務上金錢ニ関スルコトヲ処理スルモ

ノトス。若シ不都合アルトキハ会員ノ意見ニヨ

リ謝罪セシム

第五節 会計係ハ大会ノ時金錢出納ヲ報告ス

第六節 会員ハ自重ノ念ヲ以テ過失ナカラシコトヲ期セ

ヨ

第九条 会員ハ責任ヲ以テ役員ノ撰出ヲナス

第一節 撲出ハ毎年行フモノトス

第二節 役員ノ年限ハ会長ノ外一ヶ年トス

第三節 会長ノ義務ハ三ヶ年トス

第拾条 本会ニ入出会員アル時ハ迎送会ヲ催シ名簿ノ加除  
ヲナス

第一節 名簿ハ左ノ參通トス

一、貯金名簿 二、会員名簿 三、基本金細則

第二節 貯金名簿ハ会計係ノ手本ニ於テ處理ス

第三節 会員名簿ハ副会長ノ手本ニ於テ会員ノ加除又ハ

各自ノ行為上ノコトヲ記入ス

第四節 会員ノ退会ニ際シ除名ト共ニ貯金ヲモ返ス

第五節 本会員ハ経費ノ許ス限りニ於テ学術ノ研究ヲナ

ス

第一節 研究スペキ課目ハ次ノモノトス読書・作文・習

字・算術・自然現象

第二節 研究ハ多ク夜学トシ春夏ニ於テ家業ノ閑暇ノ時

又ハ平時村内休業ノ日トス

第三節 研究時間は二時間位トス

第四節 会員中特別ノ事項アルモノノ外必ズ出席スペシ

第五節 夜学時間中ハ他ノ仕事ヲナスモ妨ゲナシ

第六節 本会ハ会員中ニ吉凶事者アルトキ決議ノ上其者  
ヘ微志ヲ呈スルコトアルベシ

## 第一節 贈呈物ハ金員又ハ物品トス

第二節 品種ハ決議ノ上定メ会計之レヲ司ル

第三節 凡テ決議ハ会員ノ半数以上ヲ得テ決議ト決ラナ

スモノトス

第拾參条 本会員ニシテ興行事又ハ意見ノアル時は役員ト

談合シ後チ会員ノ決議ヲ經テ可否ヲ定ム

但シ興行事ノ細事ハ別書ニヨルモノトス

第拾四条 本会員ハ開会ノ都度必ズ出席スルモノトス

第一節 特別ノ事状アリテ出席シ難キ時ハ其旨ヲ幹事ニ

届ケ出ズベシ

第二節 若シ届出ノ事状会員首肯ヲ得難キトキハ罰金ト

シテ貳拾錢徵集ズ

第三節 罰金ハ凡テ何種ニヨラズ之レヲ基本金中ニ編入

ス

第拾五条 本会員ハ常ニ会ノ名譽ト各自ノ品性トヲ尊重ス

故ニ若シ不良ノ行為アラバ決議ノ上必ズ制裁ヲ加

フベシ

第一節 村内及会ノ体面ニ関スル言行アル時ハ一回ニシ

テ誠説ヲ加フ

## 第二節 誠説ヲ受クルコト二回以上ナルトキハ其都度壳

円以上五円以下ノ罰金ヲ出サシム

茲ニ青年会組織ノ上右会則ヲ制定ス。サレバ会員タルモノ

ハ、深ク此旨ヲ銘シ違法ナキ様堅ク約ス

明治四十二年一月二十七日

字 豊饒青年会

(付記) 上記の史料は、発起者の安部辰生氏の孫に当る安部征二氏

(大分市豊饒五組) から寄せられたものである。記して謝

意を表したい。

〔  
大分鶴崎高等学校〕